## 公有財産台帳の登載誤り

対象受検機関		検出事項					是正を求める事項	
金岡高等学校	行政財産の使用許可の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものが あった。					検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所見のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。		
	種別	許可数量	目的	年間使用料	許可期	,	事が別に定めるところにより公有財産台帳に登載し、毎年一回、その許可に 係る行政財産の使用の状況を実地について調査し、確認しなければならない。 【大阪府公有財産台帳等処理要領】 (使用許可、貸付又は使用承認の状況) 第19条 部局長等は、使用許可、貸付又は使用承認を行ったときは、システム を用いて使用許可、貸付又は使用承認の情報を当該年度に登録するものとす る。 2 登録した使用許可、貸付又は使用承認の状況に異動があったときは、システムを用いて異動登録を行うものとする	
	建物	0. 126 m²	公共基準点	免除	(注1) 令和5年4月 令和10年3月	1日から		
	建物	2. 7 m²	災害時優先特設 公衆電話	免除	(注1) 令和5年4月 令和10年3月	1日から		
	建物	14. 14 m²	学校給品部	26, 510 円	(注1) 令和5年4月 令和10年3月	1日から		
	建物	(注2) 1台	公衆電話の設置		令和3年4月 令和8年3月	31日まで		
	<ul> <li>(注1) 公有財産台帳では、許可期間が「平成30年4月1日から令和5年3月31日まで」のまま放置されていた。</li> <li>(注2) 令和5年3月23日に許可数量及び年間使用料の変更を承認していたが、公有財産台帳では、「2台」及び「8,140円」のまま放置されていた。</li> <li>また、行政財産の使用承認の更新について、公有財産台帳への登載を行っていないものがあった。</li> </ul>					·		
	種別	承認数量	目的	承認期				
	土地	2本	交通信号機設置	(注3 令和5年4月 令和10年3月	1日から			
	(注3)		帳では、承認期間が「平 対置されていた。				           	

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年10月2日から令和6年1月31日まで)